

入札説明書 「コンビニ交付システム機器のリース」

令和8年9月1日付けで公告した、コンビニ交付システム機器のリースに係る入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

記

1 入札スケジュール

番号	内 容	日 程
1	入札公告	令和8年9月1日(火)
2	入札参加資格確認届出書等の提出期間	令和8年9月1日(火) から 令和8年9月15日(火) まで
3	仕様書等に関する質問提出期間	令和8年9月1日(火) から 令和8年9月15日(火) まで
4	仕様書等に関する質問に対する回答	令和8年9月18日(金)
5	入札参加資格確認結果通知 (入札参加資格が無いと認められた者のみ)	令和8年9月18日(金)
6	入札参加資格が無いと認められた理由の 説明請求期間	令和8年9月18日(金) から 令和8年9月25日(金) まで
7	入札参加資格が無いと認められた理由の 説明請求に対する回答	令和8年9月29日(火)
8	入札日	令和8年9月30日(水)
9	契約日	令和8年10月7日(水)

2 入札参加の手続等

(1) 入札に必要な書類の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から入札参加資格の確認届出期限の日まで

イ 交付場所 〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町企画広報課 電話：0791-52-1112

※町のホームページからダウンロードにて

(2) 入札参加資格の確認届出

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認届出を行わなければならない。

ア 届出期限 令和8年9月15日（火）15時00分（必着）

イ 届出書類 ①リース契約に関する入札参加資格確認届出書（様式1）
②商業登記簿謄本
③印鑑証明書
④実績調書（様式2）（契約書の写し等、記載事項が確認できる資料を添付すること。）
⑤委任状（様式3）（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）※②③については、写しでも可。ただし、発行の日から3箇月以内のものとする。

ウ 提出場所 （1）イの場所に持参又は郵送すること。

(3) 確認結果の通知

提出された書類を審査し、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和8年9月18日（金）までにその理由を付して電子メールで通知する。通知がない場合は、入札参加資格があるものとする。

(4) 非資格者に対する理由の説明

非資格者は、令和8年9月25日（金）までに書面（任意様式）により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、理由の説明は、令和8年9月29日（火）までに書面により回答する。

3 質問の提出等

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年9月15日（火）15時00分（必着）

イ 提出方法 任意の様式で作成した質問書を電子メールにより提出し、受信確認を取ること。

ウ 提出先 kikaku@town.kamigori.lg.jp

(2) 回答 令和8年9月18日（金）までに町のホームページにて公開する。

4 入札書の記載方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書には、リース月額を記載すること。

5 入札方法

- (1) 入札公告記載の入札書の提出期限及び場所に従い、入札書を提出すること。
- (2) 一度、提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札をした結果、落札となるべき者がいないときは、再度の入札は行わないものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

7 契約書の作成 落札者所定の様式を使用し、契約書を作成する。 (契約締結：令和8年10月7日(水)まで)

8 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された資料等は、返還しない。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 入札参加者は、入札説明書、関係法令等を熟読の上、入札すること。
- (5) 入札参加者は、入札辞退届(任意様式による。)の提出により、入札を辞退することができる。
- (6) 入札に参加する者が1の場合であっても、入札を行うものとする。
- (7) 入札参加者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (8) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (9) 天災、その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。又、入札参加者の連合の疑い、不正不穩行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。
- (10) 落札後、請求及び支払の方法等の契約条件について協議しこれを決定する。